

平成 29 年度広報やながわ「柳川市市民レポーター」追加募集実施要領

「柳川市市民レポーター」は、本市の行政について、市民が市民目線で自ら取材し、その内容を広報紙に掲載することで、より市民のニーズに合った情報を提供、共有し、開かれた行政づくりを目的とする。

1 市民レポーター

- (1) 募集人員 3 人（市内在住で 18 歳以上）
- (2) 任期 年度末まで
- (3) 謝礼 1 回掲載につき 1,000 円

2 市民レポーターの仕事

現在、広報に毎月 1 日号に掲載している市民のひろばの 1 枠（記事 200～400 字程度、写真 1、2 枚）を担当。市内のイベントや市民の取り組みなどを取材し、原稿を作成する。

（具体例）

- ・地域特有の変わったお祭り
- ・高齢者を支える取り組み
- ・隠れた名人、職人の紹介 など

取材対象については月 1 回の会議に出席し、他のレポーターや市職員と話し合いながら決定する。

10 月 1 日～来年 4 月 1 日号の 7 回掲載

3 募集方法

7 月 1 日号と市公式サイトにて募集。応募多数の場合には、申請用紙の内容をもって書類審査を行う。

4 選考

応募申込書の内容を企画課広報広聴係で書類審査し、市長決裁とする。

5 スケジュール

7月	上旬	7月1日号でレポーター募集
	中旬	
	下旬	レポーター決定
8月	上旬	会議で、10月1日号の取材内容を決める
	中旬	
	下旬	
9月	上旬	10月1日号分の取材及び原稿作成締切り
	中旬	10月1日号の最終校正。 会議で、11月1日号の取材内容を決める
	下旬	
10月	上旬	10月1日号発行 11月1日号分の取材及び原稿作成締切り
	中旬	11月1日号の最終校正。 会議で、12月1日号の取材内容を決める
	下旬	
11月	上旬	11月1日号発行 12月1日号分の取材及び原稿作成締切り
	中旬	12月1日号最終校正。 会議で、1月1日号の取材内容を決める
	下旬	
以後、翌年2月まで繰り返し…		
翌年 3月	上旬	3月1日号発行 3月1日号で翌年のレポーター募集 4月1日号分の取材及び原稿作成締切り
	中旬	4月1日号の最終校正。
	下旬	翌年度のレポーター決定
翌年 4月	上旬	4月1日号発行
	中旬	
	下旬	